諮問番号:令和元年度諮問第14号

答申番号:令和2年度答申第5号

## 答申書

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

処分庁は審査請求人に対し、令和元年7月12日付け平成31年度国民健康保険税納税通知書により、地方税法(昭和25年法律第226号)及び三木市国民健康保険税条例(昭和34年三木市条例第16号。以下「本条例」という。)の規定に基づき審査請求人の平成31年度の国民健康保険税額を277,200円とする賦課決定処分(以下「本件処分」という。)を行った旨通知した。

#### 2 審査請求

審査請求人は、令和元年9月26日、処分庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
  - (1) 国保税が高すぎて他の健保に比して不公平である。
  - (2) 高額な農機具代に加え、大雨やイノシシの被害の修復費が大きいなど、農村での生活は見えにくい出費が嵩む。

### 2 処分庁の主張

(1) 本件処分は、地方税法及び本条例の規定により、適正に行

ったものである。

- (2) 国民健康保険税の税率等については、三木市国民健康保険運営協議会の答申に基づき市長が定めた案を市議会の議決により決定している。
- (3) 国民健康保険税率については、平成20年度に改定して以来、据え置いて加入者の負担を抑えてきたが、加入者の高齢化による医療費の増加などから10年ぶりに見直しを行い、上記のような手続を経て必要な改定を行ったものである。

国保は所得に応じた賦課を実施しているが、審査請求人世 帯の平成30年中総所得金額からすると所得が低い世帯に対 する軽減制度は適用できず、また、現時点において審査請求 人からは減免申請の提出もない。

(4) よって、本件処分に違法、不当な点は存しないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法(平成26年 法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきで ある。

# 2 審理員意見書の理由

(1) 租税については、原則として法律で定めなければならないとされているが(日本国憲法第30条及び第84条)、地方税については法律の範囲内での課税権を地方公共団体に賦与しており(日本国憲法第92条、地方自治法(昭和22年法律第67号)第223条及び地方税法第2条)、条例に規定することにより地方公共団体が賦課徴収することが可能である(地方税法第3条第1項)。

これにより、三木市においても本条例が制定されており、地

方税法及び本条例に基づいて国民健康保険税の賦課徴収が行われている。

(2) 国民健康保険税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額である(地方税法第703条の4第2項及び本条例第2条第1項各号)。

本件処分は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の算定に必要な審査請求人の平成31年度の基礎控除後の総所得金額、被保険者数については争いがなく、これらの税額は、本条例第2条ないし第5条の規定に従って適正に算定されたものと認められる。

- (3) 審査請求人の平成31年度の国民健康保険税の額は、上記の とおり、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付 金課税額を合算した額であり、本条例に基づき適正に算出した ものと認められる。
- (4) 以上から、審査請求人の主張に基づき本件処分を取り消すべきであるとはいえず、他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第5 審査庁の意見

原処分の維持が適当と考えるため、本件審査請求は棄却される べきである。

### 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和2年3月23日 諮問

令和2年8月5日 調査審議

令和2年8月31日 調査審議

# 第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 審査請求人に対して賦課された平成31年度国民健康保険税額は、当審査会における検証を通じても、地方税法第703条の4並びに本条例第1条、第2条、第3条及び第5条の規定に基づき適正に算定されたものと認められ、他に本件処分に違法又は不当な点は認められなかった。
- (2) 審査請求人は、本件処分の取消を求めているが、上記第3、 1記載の審査請求人の主張(1)は、要するに本条例第5条所定の 税率が高すぎるという趣旨と理解されるところ、行政不服審査 法における審査は個々の行政処分の違法性及び不当性を審査す るものであり、条例そのものの不当性はそもそも審査の対象外 である。

次に、審査請求人の主張(2)であるが、それが本件処分の違法 性又は不当性を問題とするものでないことは明らかであるから、 これも当審査会の審査の対象外である。

(3) よって、本件審査請求には理由がないと認められるので、「第 1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

令和2年8月31日

三木市行政不服審査会 会長 東 泰弘 委員 籔内 正樹 委員 岡田 順子